明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第三十七条を第四十条とする。

第三十六条第十五号中「第三十八条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十五条を第三十八条とする。

第三十四条中「第八条」を「第十八条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十三条見出し中及び同条中「第八条」を「第十八条」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条見出し中「第八条」を「第十八条」に、同条中「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）を「令」に、「第八条」を「第十八条」に、「第三十九条及び第四十三条」を「第四十二条及び第四十六条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条を第三十四条とする。

第三十条第一項中「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条中「第二十七条」を「第三十条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十八条を第三十一条とし、第二十七条を第三十条とする。

第二十六条第十五号中「第三十条」を「第三十三条」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十六条」に改め、同条を二十八条とする。

第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条を第二十六条とし、第二十二条を第二十五条とする。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。

第十九条の次に次の三条を加える。

（令第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定）

第二十条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項、附則第五条の五第二項及び附則第四十五条とする。

（令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者）

第二十一条　令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者は、第四条の保育必要量の認定において、保育の利用について、一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者とする。

（令第四条第四項の内閣府令で定めるもの）

第二十二条　令第四条第四項の内閣府令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（令第四条第四項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

三　療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）

六　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）

七　その他市町村の長が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

附則第三条の表第二十六条第十三号から第十七号までの項中「第二十六条」を「第二十九条」に、「第三十条」を「第三十三条」に改め、同表第三十条第一項の項中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

附則第五条第三項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

附則第六条中「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

附則第八条中「第七条」を「第十一条」に改める。

附則第九条中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

別表第一中「第四十七条、第四十九条関係」を「第五十条、第五十二条関係」に改める。

別表第二中「第四十七条、第四十九条関係」を「第五十条、第五十二条関係」に改める。

附　則

この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○内閣府令第二十七号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十八号中「第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の百分の七十に相当する金額及び」及び「（同条第五項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）」を削り、同項に次の三号を加える。

二十九　税会不一致　各営業期間において損益計算書に計上した収益及び利益（次号イ及び第三十一号において「収益等」という。）の合計額から費用（交際費等（租税特別措置法第六十一条の四第四項に規定する交際費等をいう。）、寄附金（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第一項に規定する寄附金をいう。）又は法人税等（同法第三十八条第一項及び第二項の規定によ